

～のべ700人超の税理士が唸った！～

税務調査&税務・法務判断 極選ノウハウ

～弁護士編～

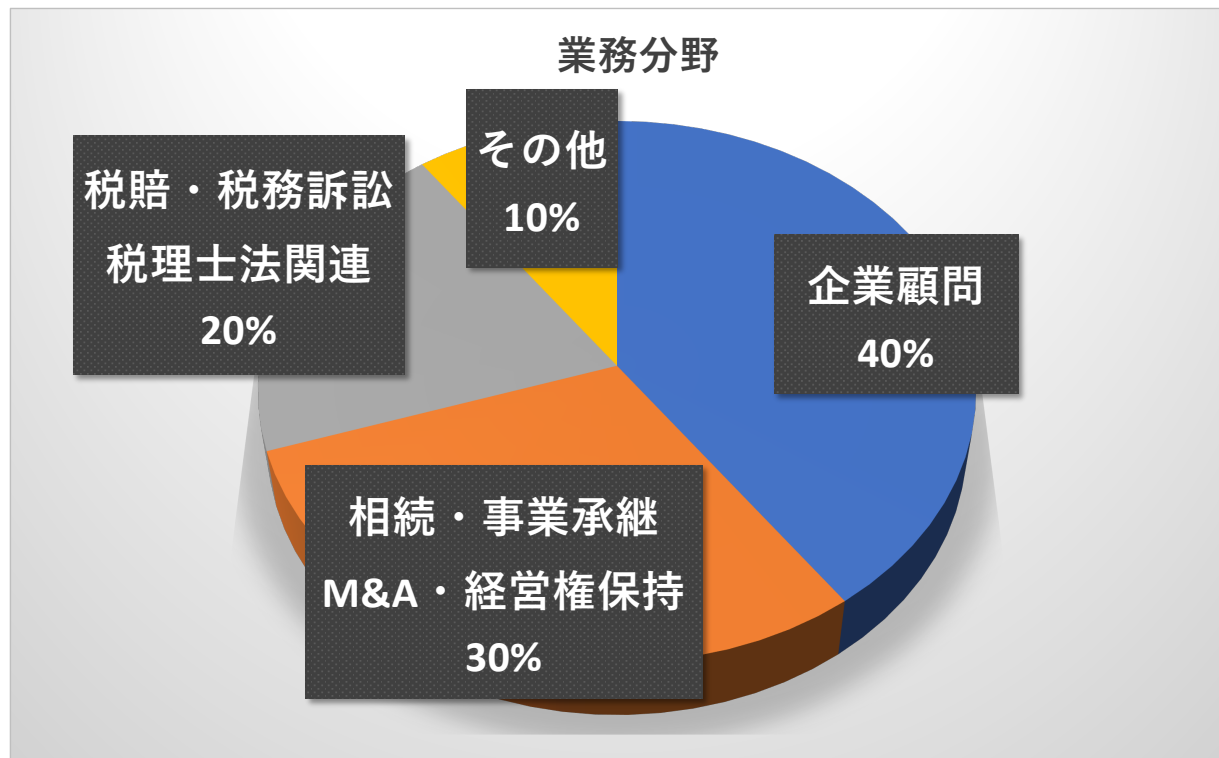
弁護士法人ピクト法律事務所
代表弁護士 永吉啓一郎

講師紹介

- 法人名 弁護士法人ピクト法律事務所
- 所在地 東京都渋谷区渋谷 1-8-8
新栄宮益ビル 9階
- 代表者 永吉啓一郎
- 社員数 10名（うち弁護士7名）

講師紹介

弁護士法人ピクト法律事務所



講師紹介

愛知県知多市出身

2011年 司法試験合格

2012年 鳥飼総合法律事務所入所

2015年 弁護士法人ピクト法律事務所を設立

現在、150名を超えるの「税理士」が会員となっている

「メーリングリスト法律相談会」を運営し、年間300件以上の相談を受けている。また、税理士と連携した税務調査支援、税務争訟対応や相続・事業承継対策などを多く取り扱っている。その他、税理士を対象とした研修講師や約2,000の税理士が購読する「税理士のための法律メールマガジン」等を通じて、税理士業務に必要な法律情報や実務上の留意点などを広く発信している。

主な著書に「非公開会社における少数株主対策の実務～会社法から税務上の留意点まで～」(清文社)、「民事・税務上の「時効」解釈と実務」(清文社)、「企業のための民法(債権法)改正と実務対応」(清文社)などがある。

アジェンダ

- 1 役員報酬の未払計上は損金になるのか？
～締日と決算月の未払計上について～
- 2 貸倒損失
～法人の破産を知る方法と更正の請求の可否～
- 3 配偶者居住権を利用する場合の認知症対策
～法務と税務の両面から～
- 4 役員死亡退職金が「相続財産」となる！？
～民事と税務の両面から～

1 役員報酬の未払計上は損金になるのか？ ～締日と決算月の未払計上について～

1 役員報酬の未払計上の損金性

ご相談内容

従業員とは雇用契約、役員とは委任契約であることから、例えば毎月、月末締め翌10日支払として役員報酬の未払計上することはできないのでしょうか？

未払計上が可能であるとして、税務上の定期同額給与の要件には「支給」という文言が入っているので、『未払計上＝支給されていない』ため、未払計上の時点では損金とならない、ということになりましようか？

1 役員報酬の未払計上の損金性

① 委任契約であるから未払計上できないのか。

(受任者の報酬)

民法第648条 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

2 受任者は、報酬を受けるときには、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、**期間によって報酬を定めたときは、第624条第2項の規定を準用する。**

3 . . . 終略 . . .

(報酬の支払時期)

第624条 . . . 省略 . . .

2 期間によって定めた報酬は、その期間を経過した後に、請求することができる。

8

1 役員報酬の未払計上の損金性

② 決算月の未払計上額の損金性

法人税法34条1項1号

その支給時期が一月以下の一定の期間ごとである給与（次号イにおいて「定期給与」という。）で当該事業年度の各支給時期における**支給額**が同額であるものその他これに準ずるものとして政令で定める給与（同号において「定期同額給与」という。）



「損金」とできる定期同額給与の性質に過ぎず、計上時期に関する規制ではない。通常の債務確定（法人税法22条3項2号）の考え方で問題ない。

9



貸倒損失 2 法人破産を知る方法と更正の請求の可否

2 法人破産を知る方法と更正の請求の可否

ご相談内容

- 顧問先A社の取引先であるB社の弁護士から破産する旨の通知（「受任通知」という書面）が届きました。
- A社はB社に対して、3000万円ほどの売掛債権を有しています。
- 今後、B社は破産するのかと思います。税理士としては、貸倒損失計上時期や金額が気になります。
- 破産債権は法的に消滅しないと言われていますが、破産法人がなくなった場合、債権はどうなるのでしょうか。法的に消滅することはないと思いますが。事実上の貸倒れ損金経理要件の関係で、更正の請求などはできないという理解でいいのでしょうか。

2 法人破産を知る方法と更正の請求の可否

①法律上の貸倒なのか、事実上の貸倒なのか

(法律上の貸倒れ)

法基通9-6-1 法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

(1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額

(2) 特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額

(3) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で

次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額

イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの

(4) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

12

2 法人破産を知る方法と更正の請求の可否

①法律上の貸倒れなのか、事実上の貸倒れなのか

古くから通達解説などでは、「破産」では、民事再生手続きや会社更生手続きと異なり、債権カットの手続がない（補助資料）ため、法律上の貸倒れとして、通達に記載されていないとされている。



事実上の貸倒れ？

2 法人破産を知る方法と更正の請求の可否

①法律上の貸倒れなのか、事実上の貸倒れなのか

最高裁平成15年3月14日判決

会社が破産宣告を受けた後破産終結決定がされて会社の法人格が消滅した場合には、これにより会社の負担していた債務も消滅するものと解すべき



破産終結により、**法的に債権は消滅する。**

2 法人破産を知る方法と更正の請求の可否

①法律上の貸倒れなのか、事実上の貸倒れなのか

国税不服審判所平成20年6月26日裁決

法人が所有する金銭債権が貸倒れとなったか否かは、第一次的には、その金銭債権全体が滅失したか否かによって判定され、その債権が滅失している場合には、**法人がこれを貸倒れとして損金経理しているか否かにかかわらず、税務上はその債権が滅失した時点において損金の額に算入することとなる。**・・・省略・・・法人の破産手続においては、配当されなかった部分の破産債権を法的に消滅させる免責手続はなく、裁判所が破産法人の財産がないことを公証の上、出すところの**廃止決定又は終結決定**があり、当該法人の登記が閉鎖されることとされており、この決定がなされた時点で**当該破産法人は消滅することからすると、この時点において、当然、破産法人に分配可能な財産はないのであり、当該決定等により法人が破産法人に対して有する金銭債権もその全額が滅失したとするのが相当である**

2 法人破産を知る方法と更正の請求の可否

①法律上の貸倒れなのか、事実上の貸倒れなのか

※更正の請求の可否等の講師の経験

2 法人破産を知る方法と更正の請求の可否

②貸倒計上時期を知る方法

法人格の消滅 → 債権の消滅

破産手続終結決定の日または廃止決定確定の日

(①破産管財人に尋ねる)

②破産した会社の（閉鎖）登記簿謄本の取得

2 法人破産を知る方法と更正の請求の可否

②貸倒計上額を知る方法

破産手続終結決定

↓ ↓

債権届出あり 債権届出なし

↓ ↓

債権-配当金 全額

廃止決定

↓

配当見込みがない場合

↓

全額

3 配偶者居住権を利用する場合の 認知症対策 ～法務と税務の両面から～

3 配偶者居住権の利用と認知症対策

ご相談内容

- 2020年4月1日より可能になった配偶者居住権（終身）を遺言により設定されたお客様がいます。
- 配偶者が認知症なることを想定し、この場合、遺言により所有者となった息子に自宅を売却してもらい、介護施設に入居するための資金に充てたいと考えています。
- 配偶者が認知症になったとしても、配偶者居住権を消滅させる方法（信託等）はありますか？また、消滅させる場合には、みなし贈与等の問題もあるので、何かいい方法はありますか？

3 配偶者居住権の利用と認知症対策

①配偶者居住権の概要

高齢の配偶者の居住権保護のため無償による居住建物の使用・収益を可能とするもの。

例：被相続人の建物所有権は、息子に相続させつつ、配偶者には配偶者居住権を与えることで、配偶者の安定を確保する。

3 配偶者居住権の利用と認知症対策

①配偶者居住権の概要

立法の目的？

○被相続人の遺産

現預金 3000万円

対象建物（価値 2000万円）

○相続人：配偶者と息子

○法定相続分を前提にすると、配偶者が建物を取得すると、現預金が500万円しかもらえない・・・。



○配偶者居住権（1000万円）与えれば、配偶者は現預金1500万円もらえる。

3 配偶者居住権の利用と認知症対策

①配偶者居住権の概要

○講師の実際の感覚

税務上の理由で設定しているケースが多い。

二次相続対策等

(配偶者居住権は相続対象とならないため)
※小規模宅地等の特例などの兼ね合いで、
シュミレーション必要。

3 配偶者居住権の利用と認知症対策

②認知症になるとどうなるのか？

認知症になると意思能力がなく、法律行為が無効となるおそれがあるため、柔軟な対応ができなくなる。

つまり、所有者（息子）と配偶者の合意解除や配偶者の放棄はできなくなるため、売却等が難しい状態になる。

3 配偶者居住権の利用と認知症対策

②設定後の対策

○信託の活用？

民法1032条2項
配偶者居住権は、譲渡することができない。



配偶者居住権を信託財産とすると、受益者が配偶者であったとしても、受託者への譲渡となるため不可。

3 配偶者居住権の利用と認知症対策

②設定後の対策

○任意後見契約

制度上は可能。

ただし、息子が任意後見人の場合、配偶者居住権を消滅させる行為は、所有者である息子と「利益相反」になるため、第三者である任意後見監督人または特別代理人を選任する必要がある。つまり、柔軟な対応はできない。

3 配偶者居住権の利用と認知症対策

②設定後の対策

○停止条件付放棄

医師の診断書により認知症と診断または成年後見人の選任されたことなどを停止条件とする配偶者居住権を放棄する合意書等を締結しておく方法

3 配偶者居住権の利用と認知症対策

②設定後の対策

相基通9-13の2 配偶者居住権が、被相続人から配偶者居住権を取得した配偶者と当該配偶者居住権の目的となっている建物の所有者との間の合意若しくは当該配偶者による配偶者居住権の放棄により消滅した場合・・・省略・・・当該建物の所有者又は当該建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。）の所有者（以下9—13の2において「建物等所有者」という。）が、対価を支払わなかったとき、又は著しく低い価額の対価を支払ったときは、原則として、当該建物等所有者が、その消滅直前に、当該配偶者が有していた当該配偶者居住権の価額に相当する利益又は当該土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価額に相当する利益に相当する金額（・・・省略・・・）を、当該配偶者から贈与によって取得したものと取り扱うものとする。

3 配偶者居住権の利用と認知症対策

②設定後の対策

○停止条件付放棄（条項例_甲配偶者・乙所有者）

（停止条件付放棄）

第1条 甲は、以下のすべての事由が生じた場合において、乙から甲に対して本件配偶者居住権を放棄するよう請求があったことを条件に、配偶者居住権を放棄するものとし、当該請求があった時点で、放棄の効果が生じ、本件配偶者居住権は消滅する。

- 一 甲に対して、成年後見人が選任されたこと
- 二 甲が施設等本件建物とは別の場所で居住を開始したこと

3 配偶者居住権の利用と認知症対策

②設定後の対策

○停止条件付放棄（条項例_甲配偶者・乙所有者）

（放棄の対価）

第2条 甲と乙は、前条の放棄の対価として、乙は、相続税法23条の2に定める法定評価による方法により、前条の本件配偶者居住権の消滅直前における甲が有していた本件配偶者居住権の価額及び乙が保有する本件建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。）を本件配偶者居住権に基づき使用する権利の価額に相当する金額を算出し、当該金額を支払うものとする。なお、評価額の算定にあたっては、財産評価基本通達による。

3 配偶者居住権の利用と認知症対策

②設定後の対策

○停止条件付放棄（条項例_甲配偶者・乙所有者）

（支払時期）

第3条 乙は、甲に対して、前条の放棄の対価について、以下の時期に支払うものとする。ただし、乙が繰上げで支払うことを妨げるものではない。

一 前条の対価の半額 第1条により本件配偶者居住権が消滅したとき

二 残額 ●● ●● ●● ●● ●● ●●

※ ただし、配偶者譲渡所得：総合課税

4 役員死亡退職金が「相続財産」となる？ ～法務と税務の両面から～

4 役員死亡退職金と「相続財産」

ご相談内容

○前提

被相続人（父）：社長

相続人：母（会社と関与なし）：長男（次期社長）

：長女（会社と関与なし）

○質問

- ・ 長男のみに死亡退職金を支給することは可能か？
- ・ この場合、死亡退職金は、特別受益にあたり、遺留分に含まれますか？
- ・ 仮に上記の結論により、みなし相続財産の非課税枠の利用は影響を受けますか？

4 役員死亡退職金と「相続財産」

①長男のみに死亡退職金を支給することの可否

○世の中の一般的？な理解

受給者が株主総会決議などで指定された役員死亡退職金（死亡後に確定）



相続財産ではなく受給者（長男）の固有財産（税務上のみなし相続財産）

38

4 役員死亡退職金と「相続財産」

①長男のみに死亡退職金を支給することの可否

東京地方裁判所平成26年5月22日判決

一般に、死亡退職金が被相続人の遺産を構成するか否かについては、当該死亡退職金の支給の根拠や経緯、支給基準の内容等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。

・・・省略・・・

そうすると、本件退職金等については、被告の固有財産としての性質とAの遺産としての性質の双方を有しているというべきであり、その割合は等しいものというべきであるから、本件退職金等のうちその半額に相当する〇〇〇円をAの遺産と・・・省略・・・するのが相当である。

39

4 役員死亡退職金と「相続財産」

①長男のみに死亡退職金を支給することの可否

現状では、役員死亡退職金に関して、内部支給基準により受取人の指定（A）が存在するケースで、相続財産とされたものはない。



- 最低限、受取人を長男とする内部支給基準を定める。
- 遺言「その他の財産は長男に相続させる」

40

4 役員死亡退職金と「相続財産」

②遺留分算定基礎財産に含まれるか？

遺留分侵害額 = ①各相続人の具体的な遺留分額
-) ②各相続人が得た財産額

①各相続人の具体的な遺留分額 =
遺留分算定基礎財産の価額 × 遺留分率 × 法定相続分率

②各相続人が得た財産額 =
各相続人が相続・遺贈により得る財産額
+) 各相続人が得た生前贈与等の額
-) 各相続人の相続債務負担額

41

4 役員死亡退職金と「相続財産」

②遺留分算定基礎財産に含まれるか？

①各相続人の具体的な遺留分額 =
遺留分算定基礎財産の価額 × **遺留分率** × 法定相続分率

遺留分率

- ・配偶者や子がいる場合・・・1/2
- ・両親など直系尊属だけの場合・・・1/3

42

4 役員死亡退職金と「相続財産」

②遺留分算定基礎財産に含まれるか？

①各相続人の具体的な遺留分額 =
遺留分算定基礎財産の価額 × 遺留分率 × 法定相続分率

相続開始時に被相続人が有する積極財産の価額

(遺贈・特定権利承継遺言・死因贈与された財産の価額含む)

一) 消極財産の価額 (相続債務の全額)

- +) i 相続開始前 1 年間に贈与された財産の価額
- +) ii 共同相続人へ相続開始前 10 年間に贈与された **特別受益となる財産の価額**
- +) iii 当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってされた不相当な対価による有償行為
- +) iv i 及び ii の贈与について、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってなされた財産の価額

43

4 役員死亡退職金と「相続財産」

②遺留分算定基礎財産に含まれるか？

「①」で相続財産となる場合
→当然含まれる。

②相続財産とならない場合に
「特別受益」には含まれるのか？
→原則、**死亡保険金と同様に
含まれない。**

44

4 役員死亡退職金と「相続財産」

②遺留分算定基礎財産に含まれるか？

・**例外的に「特別受益」に準じるので注意**

「保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が・・・到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合」には、特別受益に準じて扱う（最高裁平成16年10月29日決定）。

「特段の事情」の有無については、

○保険金の額

○この額の遺産の総額に対する比率のほか、

○同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、

○各相続人の生活実態等の

諸般の事情を総合考慮して判断

45

4 役員死亡退職金と「相続財産」

②遺留分算定基礎財産に含まれるか？

- **例外的**に「特別受益」に準じるので注意

【最高裁判例平成16年10月29日】

相続財産の総額：6400万円 生命保険金の額：574万円
結論：特別受益にあたらぬ（同居・介護あり）

【大阪家裁堺支部審判平成18年3月22日】

相続財産の総額：6963万円 生命保険金の額：428万円
結論：特別受益にあたらぬ（同居・介護あり）

【東京高裁決定平成17年10月27日】

相続財産の総額：1億134万円 生命保険金の額：1億129万円
結論：特別受益にあたる（同居・介護なし）

【名古屋高裁決定平成18年3月27日】

相続財産の総額：8423万円 生命保険金の額：5154万円
結論：特別受益にあたる（婚姻期間約3年）

4 役員死亡退職金と「相続財産」

②遺留分算定基礎財産に含まれるか？

- **例外的**に「特別受益」に準じるので注意

裁判例の分析（と弁護士の間感値）

○相続財産：保険金＋退職金＝1：1

→特別受益に準じる

○相続財産：保険金＋退職金＝2：1

→他の要素も考慮して決める（限界事例）

○相続財産：保険金＋退職金＝3：1

→このレベルで特別受益としたものは見当たらない。

4 役員死亡退職金と「相続財産」

③非課税枠との関係

(相続税の非課税財産)

相続税法 12条 1項 6号

相続人の取得した第3条第1項第2号に掲げる給与（以下この号において「退職手当金等」という。）については、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める金額に相当する部分

・・・省略・・・

(相続又は遺贈により取得したものとみなす場合)

相続税法 3条 1項

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者が、当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす。・・・省略・・・

二 被相続人の死亡により相続人その他の者が当該被相続人に支給されるべきであつた退職手当金・・・で被相続人の死亡後三年以内に支給が確定したものの支給を受けた場合においては、当該給与の支給を受けた者について、当該給与

48

4 役員死亡退職金と「相続財産」

③非課税枠との関係

「①」で、民事上の相続財産とされた場合、税務上の「みなし」相続財産ではないが、非課税枠の適用はあるのか？

ご清聴ありがとうございました。

事務所名	弁護士法人ピクト法律事務所
代表弁護士	永吉 啓一郎
所在地	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-8-8 新栄宮益ビル 9階
TEL	03-6427-2619
FAX	03-6427-2649
e-mail	info@pct-law.jp

税理士のための法律サイト
<https://zeirishi-law.com/>

税理士×法律

税理士 法律

検索

税理士向け無料法律メールマガジン

スマホでのご登録はこちら！
(QRコードをかざして下さい)

